報告資料２

# 第５次新潟市障がい者計画及び
# 第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画の策定について

## １．第５次新潟市障がい者計画

### （１）計画の位置付け

・障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」

【参考】

（障害者基本法第１１条第３項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※　国の障害者基本計画（第５次）は、令和５年３月１４日に閣議決定済み。

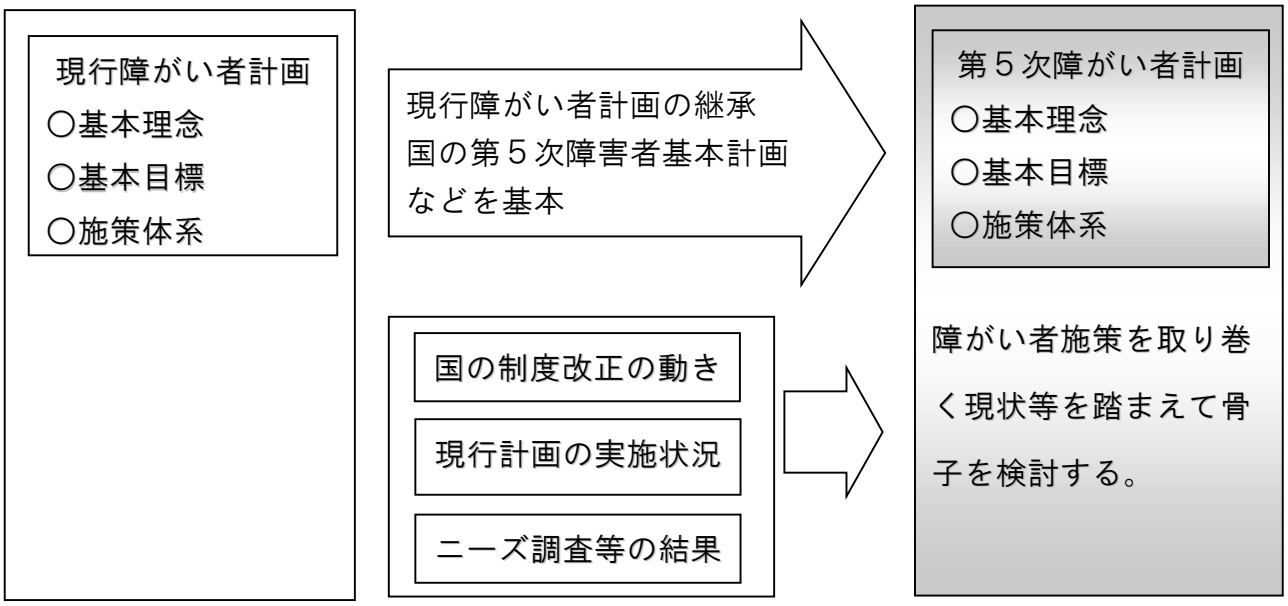
計画期間：５年間（令和５（２０２３）年度～令和９（２０２７）年度）

### （２）計画期間　　令和９年度～令和１４年度までの６年間

### （３）計画策定の基本的な考え方

第５次新潟市障がい者計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画、県障害者計画を基本とすること、障がい者の状況等を踏まえることとされている。

第５次新潟市障がい者計画は、現行計画を継承するものの、国の第５次障害者基本計画、現行計画の実施状況及びニーズ調査の結果などを踏まえ策定するものとする。



## ２．第８期新潟市障がい福祉計画・第４期新潟市障がい児福祉計画

### （１）計画の位置付け

・障害者総合支援法第８８条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」

・児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」

【参考】

（障害者総合支援法第８８条第１項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（児童福祉法第３３条の２０第１項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### （２）計画期間　　令和９年度～令和１１年度までの３年間

### （３）計画策定の基本的な考え方

第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画の策定にあたっては、国より示された基本指針（計画期間：３年）に即し、障がい者計画との調和やこれまでの実績、新潟市の実情を踏まえるものとする。

【参考】

（障害者総合支援法第８８条第５項・児童福祉法第３３条の２０第５項）

市町村は、当該市町村の区域における障害者等（障害児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、（略）当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害（障害児）福祉計画を作成するよう努めるものとする。

（障害者総合支援法第８８条第７項・児童福祉法第３３条の２０第７項）

市町村障害（障害児）福祉計画は、障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第１０７条第１項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等（障害児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

## ３．ニーズ把握の方法

障がい当事者（児・者）の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査等を実施し、当該計画における施策の方向性や成果目標に反映させる。また、必要に応じて関係団体や障がい福祉サービス事業所等へのヒアリングを行う。

≪アンケート調査の実施状況≫

〇障がい者手帳所持者等（18 歳以上）

①実施時期：令和８年７月

②対象者数：約５，０００人

（身体・知的・精神・発達・難病の種別ごとに一定数を無作為に抽出）

③調査項目：障がい者の生活実態の把握、障がい者のニーズ・意向の把握、障がい者の市施策に対する満足度の把握　等

〇障がい児

①実施時期：令和８年７月

②対象者数：約９００人

（特別支援学級、特別支援学校及び通級指導教室の児童生徒・児童発達支援センター（こころん）の利用者から一定数を無作為に抽出）

③調査項目：障がい児の生活や学びの場における実態の把握、障がい児のニーズ・意向の把握　等

【参考】

〇障がい者計画

（市町村障害者計画策定指針）

計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、関係者との懇談会の開催等を適宜実施し、また、障害者団体の要望等を参考とするなど地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

〇障がい福祉計画・障がい児福祉計画

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）

現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。

## ４．策定スケジュール（案）

令和８年

７月　アンケート調査

次期計画の構成(案)について → 第１回施策審議会

庁内関係課

８月　社会福祉審議会
障がい者福祉専門分科会

９月　**骨子案作成** → 第２回施策審議会

庁内関係課

１０月　**計画素案作成・検討**

子ども・子育て会議
地域自立支援協議会

１１月　**計画素案確定** → 第３回施策審議会

社会福祉審議会
（障がい者福祉専門分科会のみ）

１２月　協議会報告・パブリックコメント

令和９年

２月　**パブリックコメントの報告・計画の承認** → 第４回施策審議会

**市議会報告**

３月　**計画策定** → 第５回施策審議会

地域自立支援協議会
精神保健福祉審議会
社会福祉審議会